

引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

消費税引き上げ分に係る地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度一般会計決算書における社会保障関連経費への充当状況は次のとおりである。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源分) 決算額 105,823 千円
 (歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,341,799 千円

(単位：千円)

事業名		経費	財 源 内 訳				
			特定財源			一般財源	
			国支出金	県支出金	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他
社会福祉	老人福祉事業	57,062	0	964	9,648	7,804	38,646
	障害者福祉事業	400,938	184,877	101,410	0	19,468	95,183
	児童福祉事業	463,011	245,815	83,951	301	21,965	110,979
社会保険	介護保険事業	133,525	5,173	2,587		21,041	104,724
	国民健康保険事業	81,929	10,395	35,266		6,047	30,221
	後期高齢者医療事業	163,716		22,586	2,507	22,953	115,670
保健衛生	母子保健事業	15,064	87	0	2,284	2,278	10,415
	救急医療対策事業	813	0	0	0	135	678
	予防対策事業	15,827	317	0	0	2,539	12,971
	検診事業	9,914	414	0	0	1,593	7,907
合 計		1,341,799	447,078	246,764	14,740	105,823	527,394

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金の令和3年度決算額 185,471 千円の内数です。

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

※経費は人件費や事務経費等を除いて計上しています。